

合併契約書

福島県火災共済協同組合（以下、「甲」という。）と福島県中小企業共済協同組合（以下、「乙」という。）とは、合併に関する本契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲と乙とは合併し、甲は存続し、乙は解散する（以下「本合併」という。）。

（合併後の組合の名称）

第2条 合併後の甲の名称は、福島県火災共済協同組合と称する。

（合併後の地区及び出資1口の金額）

第3条 合併後の甲の地区は福島県とし、甲の出資1口の金額は金100円とする。

（合併比率）

第4条 合併比率は対等とする。

（出資の割当）

第5条 甲は、第8条に規定する合併の効力発生日の前日の乙の組合員名簿に記載された各組合員に対して、その所有する乙の出資1口につき甲の出資1口の割合をもって割当交付する。

（合併承認総代会）

第6条 甲及び乙は、本契約の承認並びに合併の実行に必要な事項の決議を求めため、平成26年6月19日に各々総代会を開催するものとする。ただし、各々総代会を開催し難い事情が発生したときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（合併の認可申請）

第7条 甲及び乙は、合併に関する諸般の手続を実行し、遅滞なく行政庁に合併の認可の申請をするものとする。

（合併の効力発生日）

第8条 本合併の効力発生日は、平成26年10月1日とする。ただし、合併の効力発生日前に合併に必要な手続を完了することが困難な場合には、甲乙協議のうえ、これを延期することができる。

（合併財産の承継）

第9条 乙は、平成26年3月31現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、合併効力発生日に至るまでの増減を加減したその資産、負債その他一切の権

利義務を合併の効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(合併前の財産の管理等)

第 10 条 甲及び乙は本契約締結後、合併の効力発生日に至るまで善良な管理者の注意をもって一切の資産及び負債並びに権利の管理保全をなす。なお必要ある場合は甲乙協議のうえ、合併の効力発生日前においても乙はその事業一切を挙げて甲に委任することができる。

(合併後の職員)

第 11 条 甲は、乙の職員全員を合併の効力発生日をもって承継し、合併後も甲の職員として、引き続き雇用する。

(合併後の役員)

第 12 条 合併後の甲の理事及び監事は、合併の効力発生日前の甲乙各々の役員が就任し、任期は本合併がない場合に在任すべきときまでとする。

(合併条件の変更及び解除)

第 13 条 本契約締結後、合併の効力発生日に至るまでにおいて、不可抗力により甲乙両者の資産に著しい変動を生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第 14 条 本契約に定めたほか、合併の実行に必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通ずつを保有する。

平成 26 年 6 月 4 日

福島市三河南町 1 番 20 号
甲 福島県火災共済協同組合
理事長 舟山昭三

福島市三河南町 1 番 20 号
乙 福島県中小企業共済協同組合
理事長 舟山昭三